領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	[略]	ベネズエラ ボリバル・ソベラノ	[略]
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		3,100	
3から12まで	削除			
13	一般入国査証		1,600	
14	数次入国査証		3,300	
15	通過査証		400	
16	再入国の許可の有効期間の延長		1,600	
17	難民旅行証明書の有効期間の延長		1,400	
18	削除			
19	国籍証明		2,400	
20	在留証明		700	
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		700	
22	職業証明		1,100	
23	翻訳証明		2,400	
24	署名又は印章の証明			
	イ.官公署に係るもの		2,400	
	ロ.その他のもの		900	
25	遺骨証明		1,400	
26	原産地証明		2,400	
27	日本品の外国輸入証明		2,100	
28	船内遺留品目録証明		500	
29	航行報告証明		700	
30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明		1,100	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別 / 単位 / 国又は地別	[略]	ベネズエラ ボリバル・ソベラノ	[略]
一般入国査証		500	
数次入国査証		500	
通過査証		100	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	[同上]	ベネズエラ ボリバル	[同上]
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		150,000	
3から12まで	削除			
13	一般入国査証		79,000	
14	数次入国査証		158,000	
15	通過査証		18,500	
16	再入国の許可の有効期間の延長		79,000	
17	難民旅行証明書の有効期間の延長		66,000	
18	削除			
19	国籍証明		116,000	
20	在留証明		31,500	
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		31,500	
22	職業証明		52,500	
23	翻訳証明		116,000	
24	署名又は印章の証明			
	イ.官公署に係るもの		118,500	
	ロ.その他のもの		44,500	
25	遺骨証明		66,000	
26	原産地証明		116,000	
27	日本品の外国輸入証明		100,000	
28	船内遺留品目録証明		23,500	
29	航行報告証明		34,000	
30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明		55,500	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別 / 単位 / 国又は地別	[同上]	ベネズエラ ボリバル	[同上]
一般入国査証		22,000	
数次入国査証		22,000	
通過査証		2,000	